

## 第5回策定委員会 指摘事項と対応方針

No.	項目	主な意見(ページ番号は第5回資料)	事務局の回答	
1	パブ コ メ	パブリックコメントで寄せられた意見にどのように対応するのか	意見に対する対応方針は計画が定まった後にホームページなどで公開予定。意見をどのように反映するかは今後検討する	
2		凌風丸の復元には多くの課題があると新聞に記載されていたが、実際にはどうか	計画の中でどう整備し、どう活用していくのかを考えたい。どこまでできるか、やり方についてはこれから探っていきたい	
3	2 章	p25の①の中に、「海軍所稼動期の構成要素 (A)」「商船学校期の構成要素 (B)」と記載されているが、これはp26の表4に示されている「A本質的価値を構成する要素」「B本質的価値に準ずる要素」とは概念が違うため、記号の表記を変えた方が良いのではないか	修正する	
4		p26の構成要素のEに『遊戯施設(撤去予定)』とあるが凌風丸の遊具は撤去済みではないか	3基ほど遊具が残っており、史跡整備の段階で撤去を予定している	
5		p26の表中に「E現代利用に資する要素」という項目があるが、現代利用という言葉に違和感がある	文言を整理し、幾つか案を出して選んで頂く	
6		p26の表4、ドライドック遺構という言葉が構成要素に書かれていないのはなぜか	表ではドライドックを構成する部位の名称を示している	
7		p28で「以下ドライドック遺構とする」と総称するのであればこの26ページの中にもドライドックの範囲を書きこんだ方がよい	—	
8		p28、『護岸遺構〔本渠部・渠口部〕等からなるドライドック遺構(以下、ドライドック遺構とする。)]』とあるが、なぜ『ドライドック遺構とする』とするのか。護岸遺構との違いは何か	護岸部・本渠部・渠口部などからなる総体としてドライドック遺構としている	
9		造成土は「ドライドック遺構」に入るのか	厳密に言えば、ドック内の木枠の中に土を詰め込んでいる部分については、護岸遺構の本渠部の構成素材の一部となる	
10		p32の図21の凡例に書かれている内容と、p44の図57、58の内容が祖語を来しているのではないか	p32の図21の分類が誤り。修正する	
11		p51で「(3) 来訪者対策～」という言葉があるが、書かれているのはガイダンスや誘導に関する内容となっている。内容に即した言葉に修正すべき	修正する	
12		3 章	p61、『見えない三重津』という言葉は自虐的に見えるため、進んで使うべきなのか	見えにくいものをどのように見せていくのかというチャレンジのためのキーワードとして書いている。この考え方を理解し広めていくために、どのように取り組んでいくべきなのかを具体化していきたい
13			自虐的であるとしても、中身は正攻法である必要がある。真正面から取り組んだ説明をし、一貫して揺るがなければよい	—
14	4章	p69の文中に「表5」とあるが、「表6」の間違いである	修正する	
15	5 章	p73に「毀損」と「き損」があるので、どちらかに統一してはどうか	「き損」に統一する	
16		p73、章タイトルがp8と整合していない	修正する	
17		p73、5.1の7行目に『過度の乾燥を防ぎ』という表現があるが、乾燥してはいけないため、「乾燥を防ぎ」に修正すべき	—	
18		p75、第6章のタイトルに『産業システム』とあるが、産業システムとは何なのかという説明が必要ではないか	産業システムの説明に関しては、p61で示しているが、6章にも説明を追記したい	
19	20	p76の(1)の文中に記載されている各ゾーンの並びは(2)の並びと揃えるべき	—	
20		p76の(1)の文中で書かれているガイダンス(駐車場含む)ゾーンには「」が付いていないのでつけるべき	—	

第5回策定委員会 指摘事項と対応方針

No.	項目	主な意見(ページ番号は第5回資料)	事務局の回答
21	6章	p76の6.2 (2) で、4つのゾーンの説明後の空白について説明すべきではないか	空白に深い意味はない。史跡本体と周辺の区別をつけるためのものである。表の見せ方を工夫したい。
22		p77図96番の赤い線は何を指すのか凡例として明示した方がよい	—
23		p78図97番98番は何を示しているのか、本文中で言及した方がよい	—
24		p80で三重津海軍所跡の稼働期の遺構を対象に遺構表示を行うとあるが、一時期を区切って整備し、前後の時期は関与しなくてよいというのは、違和感を覚える。『原則的に遺構表示は行わない』という排他的な表現が気になる	原則、現地では海軍所稼働期の整備を行い、公開活用施設等ではフルヒストリーの観点で、船屋などの解説も行う。ただし、表示できる遺構自体少ないので、海軍所稼働期を理解する上で必要な遺構として表示をした方がよいものについては表示をする方向で考えたい
25		p81の表では、本質的な価値を伝える遺構についての表示手法が書かれているが、海軍所稼働期の遺構ではないものについての表示や解説などの考え方はどこに記載されているのか	p80に、原則として、海軍所稼働期に属している地下遺構について遺構表示を行う旨を記載している
26		p83の表で、立体表示のデメリットの項目に、『高潮時に土砂などが堆積する可能性がある』とあるが、これは掘り窪めたまま河川の川岸まで掘り込むという意味なのか、土手などを築くということではないのか	三重津海軍所跡の河川敷は、大潮になると窪んでいる所に水が浸入するため、いろいろなものを残し水だけ去っていくイメージを記載している
27		平面表示であっても水はかぶるといふことか	水をかぶる可能性を念頭におく必要がある。この点については文言を追記すべきかもしれない
28		p83、ドライドックをどのように表現するかが、三重津海軍所跡の整備全体の目玉になる。現物を見せられなくとも、陶板を使ったような方法もある。VRなどの技術は10年後の子ども達にとっては刺激的ではなくなっているため、どうか目玉をつくり、誘客に繋げられたらと思う。様々な条件があるのはわかるが、基本計画の段階で実現は難しいとあきらめてしまうのではなく、挑戦してみてはどうか	—
29		将来に向かって、何かできないだろうか、今後も追及していくんだという姿勢は表現されてもよい	—
30		潟の状態でドックが作られたのは世界でも類を見ない遺構である。大変貴重な遺跡であるので、将来的には実物で見せると言う方向性で検討をお願いしたい	木と土でできたドックは貴重であり、強調していきたい。
31		p86の6.6に「海軍所稼働期の風景をイメージさせる修景を目指す」とあるが、どういうものをイメージさせるのかを具体的に書かなければ、何を指すのかわかりにくい	稼働期のイメージを阻害するものを取り除き、稼働期のイメージを復元していくという考えである。今後追記する
32		p86、「フルヒストリー」の考え方に対し、風景としては海軍所稼働期を目指すことの理由の説明があっても良い	—
33		p86、海軍所稼働期の風景をイメージさせる修景は、絵として描けるのか	今のところは描きにくい。今後具体的に整備に取り掛かるまでの間に蓄積された情報を基に組み上げると、一つのイメージになるかと思う
34		事故や犯罪等についての言及が無い。川に面した史跡なので、安全はきちんと確保していくと言うことを「活用」の中で説明すべき	追記する
35		p93、8章は具体性が乏しく、三重津らしさが見えていない。三重津海軍所跡でしかできない活用について記載すべきではないか	追記する

## 第5回策定委員会 指摘事項と対応方針

No.	項目	主な意見(ページ番号は第5回資料)	事務局の回答
36	8章	「見えない三重津」をどのように活用するかを書いてよいのでは	—
37		三重津独自のものを積極的に盛り込まないと、ただ自虐的なだけに捉えられてしまう。見えないという特性をどう具体的に体感させるかについて言及するとよいのでは	—
38		p93、8章で三重津の独自のものを積極的に盛り込み、「見えない三重津が見えてきた」と言えるくらいのつもりで充実させてほしい	—
39		遺産の個性をふまえた活用について説明するのは簡単なことではない。三重津の場合、難しいと言うことを踏まえた上で、正面突破してみようという発想でいくのがよい	—
40		p94の観光側面に関する記載が少ない。保存していく上で何が問題であり、どのように脆弱であるのかということについての認識を持ってもらい、見学をすることを通して保全活動に参加しているという意識を持っていただくことも含めて観光だということを記述してもらいたい。もっと大勢に来てくださいと言ってよい	修正する
41	9章	p97左下の図で、「地域コミュニティ」に内閣官房から「指導・助言」という矢印が降りているが、そのように理解してよいか	佐賀地区管理保全協議会の枠全体で矢印を受け止めていると理解していただきたい。わかりやすいように図の修正を行う
42	全体	本文中に図を掲載したら、文章で図のことに触れるべき	—

## 資料①

その後の対応(ページ番号は第6回資料)
資料③参照
p77に凌風丸の復元に対する考え方を追記した
p26で修正した
—
p27「公園や漁港としての利用に資する要素」に修正した。P32にその他の案を記載している
ドックの総称を「ドライドック遺構」とし、部分的な遺構には「ドライドックを構成する〇〇」という記載に変更した
—
p33で修正した
p52で「来訪者の受け入れ」に修正した
—
—
p70で修正した
p74で「き損」に統一した
p8, p76で修正した
p74で修正した
p76で6章のタイトルを「造船・修船システムを視野に入れた整備」に変更した
p78で修正した
p78で修正した

## 資料①

その後の対応(ページ番号は第6回資料)
p78「史跡指定地内のゾーニング」と「史跡指定地周辺のゾーニング」に分割した
p79で修正した
p80に追記した
p82で「遺構表示は、海軍所稼動期に属した地下遺構と、その価値の証明を補強する遺構について実施する」とした
—
p82に浸水の可能性について追記した
p86に「遺跡を確実に保存することができる手法が確立された場合に限り、再度検討を行う」と記載した
—
p90に追記した
p90 三重津海軍所跡の造船・修船システムをイメージさせるため、史跡指定地における修景は、海軍所稼動期のイメージに統一する
—
p99に追記した
p97で修正した

## 資料①

その後の対応(ページ番号は第6回資料)

p97「誘う・来る」「伝える・理解する」「動く」という3段階の活用を行い、人々が三重津海軍所跡に来て、理解を深め、「見えない三重津が見えてくる」ことで、多様な人々が自発的に遺跡の価値を守り、伝える活動を行っていく仕組みの構築を図る、という方向性で記載した

p103で修正した

修正した